

# 安全対策について（お願い）

(一社)青森県フェンシング協会  
会 長 駒井 昭雄  
(公印省略)

青森県フェンシング協会は、不慮の事故等がないように活動場所の安全の確保を日々心掛けます。万が一ケガ・事故が発生した場合は応急処置を行い、必要に応じ医療機関への搬送を行います。また、安全意識の啓発や事故発生時の対応理解等のために、当協会会員を講習会等に積極的に参加させます。

活動に参加する指導者や選手の皆様におかれましても、以下の点に留意し安全に対する万全の準備をお願い致します。

## 記

### 1. 留意事項

- (1) 指導者は、健康診断により継続的に健康状態を把握すること。また、自分の体力・体調に見合った活動を行うこと。
- (2) 指導者は、指導上の過失によるケガや事故を防止するために、選手の健康状態に留意し、過度な活動にならないようにすること。
- (3) 選手は、自分の体力、体調に見合った活動を行い、体調不良時は、活動の前に指導者に必ず申告すること。
- (4) 指導者も選手も、活動を行う前に、用具の安全点検を必ずすること。
- (5) 自分自身のケガや事故、指導上の過失に対応できるように、スポーツ安全保険に必ず加入すること。保険に未加入の場合は、本会が主催・後援する大会・講習会・合宿等の参加は、原則として認めない。

### 2. スポーツ安全保険について

- (1) スポーツ保険の加入については、公益財団法人「スポーツ安全協会」に支部・団体は登録し手続きを行う。小中学生及びその指導者については、各支部・団体は4月15日までに加入名簿を事務局に提出すること。高校生とその指導者については、高体連は4月30日までに加入名簿を事務局に提出すること。
- (2) 他のスポーツ保険に加入している場合は、その証明となる書類を事務局に提出すること。
- (3) 集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故も補償の対象となるので、保護者においても加入手続きを奨励する。

○指導者が選手をケガさせたりした場合も、補償の対象となります

○小中高生については、学校長が学校管理下と判断した場合は、保険の補償の対象となりません。